

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

◎ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日法律第五十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。